収　入

印　紙

ゴルフ会員権売買契約

売主○○○○（以下「甲」という。）と買主○○○○（以下「乙」という。）とは、別紙ゴルフ会員権目録記載の○○○○カントリークラブのゴルフ会員権（以下「本件ゴルフ会員権」という。）の売買について以下のとおり合意する。

（譲渡の合意）

**第１条**　甲は乙に対し本件ゴルフ会員権を売り渡し、乙はこれを買い受ける。

（保証等）

**第２条** 甲は乙に対して、本件ゴルフ会員権が、同会員権に基づく一切の権利を表象するものであること、及び本件ゴルフ会員権に権利行使を制限する担保権の設定等がないことを保証する。

２　甲は、第８条による会員の地位の移転の時までに、本会員権に係る管理費、運営費、会費等の未納が一切ないことを保証する。

（売買代金）

**第３条**　本件ゴルフ会員権の売買代金は金○○○○円とする。

（支払方法）

**第４条**　乙は、令和○○年○○月○○日限り、売買代金を甲が指定する金融機関の預金口座に振り込む形で支払う。ただし、振込みにかかる手数料は乙が負担する。

（遅延損害金）

**第５条**　乙が前条による売買代金の支払いを怠ったときは、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年８パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

（譲渡手続等）

**第６条**　甲及び乙は、○○○○カントリークラブの利用規約に則って本件ゴルフ会員権の名義書換手続を行うこととし、甲は乙の名義書換手続に全面的に協力する。

２　甲は、売買代金の支払いと引き換えに、甲に対して本件ゴルフ会員権の名義書換手続にかかる一切の書類を引き渡す。

３　名義変更手続きの際に必要な名義変更手数料は、乙の負担とする。

（承認が得られないときの措置等）

**第７条**　甲から乙への本件ゴルフ会員権の譲渡、又は乙が〇〇〇〇カントリークラブの会員になることについて承認が得られなかったときは、本件契約は当然に解除される。

（会員の地位の移転）

**第８条**　本件ゴルフ会員権に基づくゴルフ会員としての地位は、乙が甲に対して売買代金を支払い、乙について会員としての登録なされたときに、甲から乙へ移転する。

２　会員の地位が移転した後の年会費等の精算等については、それぞれが各自の責任においてその手続を履践する。

（危険の移転）

**第９条**　乙が本件ゴルフ会員権について会員として登録される以前に生じた危険は甲が負担し、以後に生じた危険は乙が負担する。

（解除）

**第１０条**　甲又は乙は、相手方に次の各号の一つにでも該当する事由が生じたときは、ただちに本契約を解除することができる。

(1)　相手方が本契約上の義務に違反し、相当な期限を付して催告を受けたにもかかわらず、これを是正しないとき。

(2)　相手方が発行した手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(3)　相手方について破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続のいずれかの申立てがされたとき。

(4)　その他相手方について本契約上の義務の履行が困難と合理的に判断される事由が生じたとき。

（費用の負担）

**第１１条**　本契約締結に要する費用は、甲乙折半とする。

（合意管轄）

**第１２条**　本契約につき紛争が生じたときは、その第一審の管轄裁判所を○○地方裁判所とすることに同意する。

　甲と乙は以上のとおり合意し、その成立の証として、本契約書2通を作成し、各自、署名又は記名捺印の上、各１通宛所持するものとする。

　令和〇年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇　〇　〇　〇　㊞

（別紙）ゴルフ会員権目録

１　ゴルフ場の名称　○○○○カントリークラブ

２　ゴルフ会員権の内容

(1)　ゴルフ場運営会社　　　○○○○株式会社

(2)　会員権証書の証書名　　○○○○カントリークラブ　正会員　会員証書

(3)　証書番号　　　　　　　A○○○号

(4)　証書名義　　　　　　　○○○○（甲）